

JA埼玉みずほ

大切なあたたかい想いを受け継いでいきたい

相続財産預入専用定期貯金

永遠の 想い

お取り扱い期間

平成 26年 10月1日(水) ▶ 平成 27年 3月31日(火)

とわのおもい

ご利用
いただける方

- 金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した資金
- 預入期間：1年間(自動継続)
- 預入金額：100万円以上～相続によりお受取りになられた金額の範囲
- 個人の方

組合員の方は

店頭表示金利に

プラス
+年 0.25%

上乗せいたします。

組合員以外の方は

店頭表示金利に


プラス
+年 0.20%

上乗せいたします。

預入期間 1年間(自動継続) 預入金額 100万円以上

※自動継続後の適用金利は継続時の店頭表示金利となります。

※中途解約される場合には当JA所定の期限前解約利率を適用いたします。商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご用意しております。

 JA埼玉みずほ 本店 TEL.0480-40-1030

高野支店 TEL.0480-32-0908 杉戸中央支店 TEL.0480-34-0551 鷲宮支店 TEL.0480-59-0002 幸手東支店 TEL.0480-48-0953
杉戸東支店 TEL.0480-38-1043 栗橋支店 TEL.0480-52-0507 幸手支店 TEL.0480-42-9212 庄和東支店 TEL.048-746-1211
豊岡支店 TEL.0480-38-0455 桜田支店 TEL.0480-59-0001 行幸支店 TEL.0480-42-1549 庄和中央支店 TEL.048-746-3611
(10月27日以降、幸手支店と統合になります)

ホームページアドレス <http://www.ja-saitamamizuho.or.jp/>

詳しくは、ホームページまたは、お近くの支店窓口でご確認ください。

JA埼玉みずほ

検索

相続財産預入専用 定期貯金

永遠の想い

とわのおもい

【商品概要】

商 品 名	相続財産預入専用定期貯金「永遠(とわ)の想い」						
取 扱 期 間	平成 26 年 10 月 1 日 (水) ~平成 27 年 3 月 3 1 日 (火)						
ご利用いただける方	個人の方						
対 象 商 品	スーパー定期貯金〈単利型〉・大口定期貯金						
お 預 入 期 間	1 年 (自動継続：元金継続または元利金継続)						
お 預 入 金 額	1 0 0 万円以上 (1 円単位)						
お 預 入 条 件	<p>①相続によりお受取られた金額 (不動産や有価証券等の換金代金を含む) の範囲内を対象とします。</p> <p>②相続によりお受け取りになられた金額で、受け取られた日から 1 年後の月末までにお預け入れいただいたものに限り、 ・他金融機関で手続きされたものも含まれます。</p> <p>③相続よりお受け取りになられた貯金等の金額及びお受け取りになられた日が確認できる書類、お預け入れされる方が相続人と確認できる書類、お預け入れされる方と被相続人のお名前が確認できる書類の提出が必要です。 ・戸籍謄本の写し ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出された相続手続書等の写し ・被相続人名義の解約済通帳、利息計算書の写し 等</p>						
中 途 解 約	中途解約される場合は、当 J A 所定の期限前解約利率を適用いたします。						
適 用 利 率	<p>【スーパー定期貯金・大口定期貯金 共通】</p> <table border="1"><thead><tr><th>対 象 者</th><th>適 用 利 率</th></tr></thead><tbody><tr><td>組 合 員 の 方</td><td>店頭表示金利+年 0.25 %</td></tr><tr><td>組 合 員 以 外 の 方</td><td>店頭表示金利+年 0.20 %</td></tr></tbody></table> <p>・預入時の適用利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用利率は、継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・組合員には、出資金を相続される方、新たに組合員にご加入いただく方を含まれます。</p>	対 象 者	適 用 利 率	組 合 員 の 方	店頭表示金利+年 0.25 %	組 合 員 以 外 の 方	店頭表示金利+年 0.20 %
対 象 者	適 用 利 率						
組 合 員 の 方	店頭表示金利+年 0.25 %						
組 合 員 以 外 の 方	店頭表示金利+年 0.20 %						
税 金	平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 3 1 日までの間に受け取る利息については、復興特別所得税が適用され、20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) の分離課税となります。						
そ の 他	<p>・この商品は、貯金保険の対象であり、貯金保険の範囲内で保護されます。</p> <p>・この商品について、特に定めのない事項につきましては、所定の定期貯金規程によりお取扱いいたします。</p>						